

令和元年度

財政援助団体等
監査報告書

令和元年12月

小樽市監査委員

目 次

財政援助団体監査報告	1
(公益社団法人小樽市シルバー人材センター)	
1 監査執行者	2
2 監査を実施した団体及び実施期日等	2
3 監査対象事務の範囲	2
4 監査の主眼及び実施方法	2
5 団体の事業の概要及び経理の状況	2
6 監査の結果	3
指定管理者監査報告	5
1 監査執行者	6
2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等	6
3 監査対象業務等の範囲	6
4 監査の主眼及び実施方法	6
5 指定管理者の概要等及び監査の結果	6
(1) 一般財団法人おたる自然の村公社	6
(2) 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会	8
(3) 一般社団法人小樽身体障害者福祉協会	9
(4) 社会福祉法人後志報恩会	10

財政援助団体監査報告

1 監査執行者

監査委員 小 林 優

監査委員 林 下 孤 芳

2 監査を実施した団体及び実施期日等

団体の名称及び代表者	実施期日	補助金の名称	主管部室課等
公益社団法人 小樽市シルバー人材センター 理事長 長川 修三	令和元年11月12日	小樽市シルバー人材センター 事業費補助金	産 業 港 湾 部 商 業 労 政 課

3 監査対象事務の範囲

平成30年度及び令和元年度に、小樽市から交付を受けた当該補助金（以下「補助金」という。）に係る会計経理及び出納関連事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、事業が補助金の目的及び交付条件に従って実施されているか、補助金に係る収支の会計経理の事務が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ団体及び主管部室課等から事業計画書、予算書及びこれらに係る事業報告書、決算書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、あわせて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 団体の事業の概要及び経理の状況

ア 事業の概要

公益社団法人小樽市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、高齢者の就業に関する情報収集や調査研究をはじめ相談等を行うほか、高齢者の希望と能力に応じ、臨時的かつ短期的な就業や軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供等を行っています。

小樽市は、「小樽市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱」に基づき地域に密着した仕事を提供し、もって高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることなどを目的として、シルバー人材センターが実施する高齢者就業機会確保事業に要する経費の一部として補助金を交付しています。

イ 経理の状況

経理及び出納事務は、会計処理規程に基づき、事務局職員が関係諸帳簿を整備し、事務局次長を経由した上で事務局長が決裁する体制で処理されており、その収支は預金口座により管理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

科 目		平成30年度 (決 算)	令和元年度 (9月末現在)
一般 正味 財産 増減 の部	経常収益	円 169,440,193	円 111,548,022
	受託事業収益	148,019,069	93,479,632
	労働者派遣事業等受託収益	1,152,132	326,003
	受取会費	780,000	774,000
	受取補助金等	19,478,000	16,966,000
	受取連合交付金(国)	9,739,000	5,666,000
	受取市補助金(小樽市)	9,739,000	11,300,000
	雑収益	10,992	2,387
	経常費用	170,056,630	104,727,090
	事業費	166,403,712	103,205,173
	管理費	3,652,918	1,521,917
	経常増減額	△616,437	6,820,932
	一般正味財産増減額	△616,437	6,820,932
	一般正味財産期首残高	25,795,294	25,178,857
一般正味財産期末残高	25,178,857		
指 産 定 増 正 減 味 の 財 部	指定正味財産増減額	-	-
	指定正味財産期首残高	-	-
	指定正味財産期末残高	-	
正味財産期末残高		25,178,857	

経常収益は主に受託事業収益、受取補助金等から構成され、平成30年度は、受託事業収益148,019千円、受取補助金等19,478千円(うち、小樽市補助金9,739千円)となっています。

また、経常費用の主なものは、事業費の支払配分金129,350千円、人件費22,606千円、管理費の人件費1,539千円となっています。

6 監査の結果

補助金の目的及び交付条件に従って事業が実施されており、それに伴う収支の会計経理及び出納事務は、会計処理規程に基づき適正に行われていました。

(このページは空白です。)

指定管理者監査報告

1 監査執行者

監査委員 小林 優

監査委員 林 下 孤 芳

2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等

指定管理者の 名称及び代表者	実施期日	公の施設	指定期間	主管部室課等
一般財団法人 おたる自然の村公社 理事長 小山 秀昭	令和元年10月16日	おたる自然の村	平成31年4月1日 ） 令和4年3月31日	産業港湾部課 農政課
社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 会長 野坂 和弘	令和元年11月6日	小樽市 塩谷児童センター	平成27年4月1日 ） 令和2年3月31日	福祉部 子育て支援室 こども育成課
一般社団法人 小樽身体障害者福祉協会 会長 赤坂 勝	令和元年11月13日	小樽市 身体障害者福祉センター	平成28年4月1日 ） 令和3年3月31日	福祉部 障害福祉課
社会福祉法人後志報恩会 理事長 阪口 光男	令和元年11月13日	小樽市さくら学園	平成27年4月1日 ） 令和2年3月31日	福祉部 子育て支援室 こども福祉課

3 監査対象業務等の範囲

平成30年度及び令和元年度における公の施設の指定管理に係る管理運営業務及び経理関係事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、公の施設の指定管理者として、小樽市と締結した施設の管理に関する基本協定に基づき、その管理運営及び会計経理が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ指定管理者及び主管部室課等から事業計画書及び事業報告書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、あわせて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 指定管理者の概要等及び監査の結果

(1) 一般財団法人おたる自然の村公社

ア 指定管理者の概要

一般財団法人おたる自然の村公社（以下「公社」という。）は、野外活動事業及び農業体験事業を通じ、青少年の育成や幅広い年齢層の市民の健康増進及び市民の農業に対する理解の促進に寄与することを目的として、昭和61年5月に小樽市の出資により設立された法人で、おたる自然の村（以下「自然の村」という。）の管理運営業務を受託し、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から任意選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

自然の村の管理運営業務としては、「おたる自然の村の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)に従い、使用許可に関する業務及び施設の維持管理等を行っています。また、自然の村使用料の徴収事務も受託しており、使用料徴収事務委託契約書に基づき行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「おたる自然の村の管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として平成30年度は65,000千円を支出しており、令和元年度は66,000千円の支出を予定しています。

自然の村の経理事務は、総務課長が関係諸帳簿等を整備し、総務課職員が点検する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は次のとおりです。

平成30年度				令和元年度(8月末現在)			
収 入		支 出		収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
事業収入	2,660	受託事業費	66,382	事業収入	265	受託事業費	30,965
管理費用	65,000	野外活動普及 推進事業費	2,180	管理費用	44,540	野外活動普及 推進事業費	1,076
雑収入ほか	608	管 理 費	334	雑収入ほか	127	管 理 費	198
計	68,268	計	68,896	計	44,932	計	32,239

平成30年度の支出の主なものは、受託事業費の人件費32,704千円、燃料費3,444千円、光熱水費3,086千円、委託料13,537千円となっています。

ウ 施設の利用状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	入 村 者	おこばち山荘 宿 泊 者	キャンプ場 宿 泊 者	パークゴルフ場
平成30年度	23,899	4,883	3,201	1,470
令和元年度 (8月末現在)	20,905	4,420	3,485	964

なお、利用者数の増に向けた取組として、森の学校、パークゴルフ大会等の自主事業が行われています。

エ 監査の結果

基本協定に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(2) 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会

ア 指定管理者の概要

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和26年12月に設立された団体で、小樽市塩谷児童センター（以下「児童センター」という。）が開設された昭和57年12月から管理運営業務を受託し、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から公募により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

児童センターの管理運営業務としては、「小樽市塩谷児童センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に従い、児童センターの利用承認等に関する業務、施設の維持管理等を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市塩谷児童センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として平成30年度は7,419千円を支出しており、令和元年度は7,483千円の支出を予定しています。

児童センターの経理事務は、館長が関係諸帳簿等を整備し、社会福祉協議会の事務局総務係長を経由した上で、事務局長又は事務局次長が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

また、社会福祉協議会は、小樽市が開設する放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営業務を受託し、児童センター内で児童クラブの運営業務を行っています。そのため、児童センターの経理については、年度途中において児童クラブに係る経費と一括して行われていますが、決算時には児童センター指定管理分として区分がなされています。

なお、収支の状況は次のとおりです。

平成30年度				令和元年度（9月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	14,416	人件費	10,778	管理費用	7,344	人件費	5,375
〔指定管理分〕	7,419	事務費	2,172	〔指定管理分〕	3,790	事務費	668
〔児童クラブ分〕	6,997	事業費	1,466	〔児童クラブ分〕	3,554	事業費	300
計	14,416	計	14,416	計	7,344	計	6,343

平成30年度の指定管理分の支出額は7,419千円で、主なものは、人件費5,328千円、事務費1,188千円（業務委託費663千円ほか）、事業費903千円（消耗器具備品費312千円ほか）となっています。

ウ 施設の利用状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	幼 児	小 学 生	中学生等	保 護 者	合 計
平成30年度	200	5,330	175	633	6,338
令和元年度 (9月末現在)	95	3,209	54	379	3,737

エ 監査の結果

基本協定に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(3) 一般社団法人小樽身体障害者福祉協会

ア 指定管理者の概要

一般社団法人小樽身体障害者福祉協会は、身体障害者の自立生活の促進及び社会生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、昭和25年設立の北海道身体障害者福祉協会小樽支部を母体とし昭和61年11月に設立された法人で、昭和63年4月から小樽市身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を受託し、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から任意選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

センターの管理運営業務としては、「小樽市身体障害者福祉センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に従い、センターの利用承認に関する業務、施設の運営及び管理等を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市身体障害者福祉センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として平成30年度は22,291千円を支出しましたが、修繕費については、年度終了後の精算により32千円が市に返還されています。また、令和元年度は22,328千円の支出を予定しています。

センターの経理事務は、事務職員が関係諸帳簿等を整備し、館長を経由した上で、会長が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は次のとおりです。

平成30年度				令和元年度（9月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
管理費用	千円 22,291	人件費	千円 16,287	管理費用	千円 11,314	人件費	千円 7,345
修繕費 精算分	△32	事務費	922			事務費	138
		管理費	5,050			管理費	1,829
計	22,259	計	22,259	計	11,314	計	9,312

平成30年度の支出の主なものは、人件費 16,287 千円、管理費 5,050 千円（清掃業務に係る賃金 1,094 千円、燃料・光熱水費 1,891 千円、機械警備ほか委託料 1,686 千円など）となっています。

ウ 施設の利用状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	個 人	団 体	デイサービス	合 計
平成30年度	257	7,206	1,832	9,295
令和元年度 (9月末現在)	115	3,528	1,121	4,764

なお、利用者数の増に向けた取組として、デイサービス事業等の自主事業が行われています。

エ 監査の結果

基本協定に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(4) 社会福祉法人後志報恩会

ア 指定管理者の概要

社会福祉法人後志報恩会（以下「後志報恩会」という。）は、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成元年9月に設立された法人で、平成16年7月から任意選定により小樽市さくら学園（以下「さくら学園」という。）の指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

さくら学園の管理運営業務としては、「小樽市さくら学園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に従い、児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援に関する業務、通園の許可に関する業務及び児童福祉法等関係法令に基づく施設の管理運営のほか、建物及び備品等の維持管理を行っています。また、さくら学園使用料の収納事務も受託しており、使用料収納事務委託契約書に基づき行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市さくら学園の管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として平成30年度は64,367千円を支出しており、令和元年度は67,502千円の支出を予定しています。

さくら学園の経理事務は、施設長が関係諸帳簿等を整備し、後志報恩会の事務局長を経由して理事長が確認を行う体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は次のとおりです。

平成30年度				令和元年度（9月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	64,367	人件費	52,001	管理費用	34,058	人件費	26,701
その他	2,585	事業費	5,686	その他	1,054	事業費	2,500
積立資産 取崩収入	171	事務費	8,044	積立資産 取崩収入	35	事務費	4,312
		その他	967			その他	434
		積立資産 支 出	968			積立資産 支 出	496
計	67,123	計	67,666	計	35,147	計	34,443

平成30年度の支出の主なものは、人件費52,001千円、事業費5,686千円（水道光熱水費1,497千円、車両費1,183千円ほか）、事務費8,044千円（業務委託費3,979千円、賃借料1,214千円ほか）となっています。

ウ 利用者数の状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

区 分	(単位：人)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	22	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
令和元年度 (9月末現在)	27	27	27	27	27	27	-	-	-	-	-	-

エ 監査の結果

基本協定に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行なわれていました。